

確定申告 市民税・県民税申告のご案内

令和7年度(令和6年分)版

目次

市役所での申告(確定申告 市民税・県民税申告) …	P.1
確定申告が必要な方 ……………	P.2
市民税・県民税申告が必要な方 ………	P.3
市役所税務課からのお知らせ ………	P.4
申告に必要なもの ……………	P.5
医療費控除について ……………	P.6
医療費控除の明細書 ……………	P.7
税務署からのお知らせ ……………	P.8

みなさまからの申告は、市・県民税、国民健康保険税算定のほか、税証明書の発行・各種手当の給付などの資料になります。

行政サービスを適切に受けるためにも、必ず申告をしてください。

市役所での申告(確定申告 市民税・県民税申告)

日 時	令和7年2月12日(水)～令和7年3月17日(月) ※2月12日(水)～14日(金)は還付申告のみ 【午前の部】9:00～11:30 【午後の部】13:30～15:30 ※土・日・祝日は除く。ただし、3月2日(日)は、午前の部のみ開催します。 (受付方法→P. 2)
会 場	守谷市役所 1階 大会議室
受付人数	午前 100人 午後 制限なし

市役所で受付できない確定申告

- 令和7年1月1日現在守谷市に住居登録がない方
- 分離課税(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得など)の申告
- 令和6年中に亡くなられた方の申告(準確定申告)
- 青色申告
- 損益通算や繰越控除の適用を受ける申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 住宅関連の特別控除
- 国外に居住している親族を扶養とする申告
- 令和5年分以前の確定申告、更正の請求、修正申告
- 消費税・贈与税・相続税の申告
- その他、高度な判断を要する申告

上記の申告をする方は、ご自宅からスマホ・パソコンで申告、または、竜ヶ崎税務署で申告してください。(→P.8)



申告の受付

確定申告の期間は、整理券を発券して、申告の受付を行います。(発券当日のみ有効)
午前の部・午後の部ともに、必ず申告受付時間内にお越しください。
当日 15:30 までに来庁されない場合は、キャンセルになります。

		【午前の部】	【午後の部】
申告受付時間		9:00～11:30	13:30～15:30
整理券発券時間	直接来庁	8:10～11:00	8:10～15:00
	Web 当日予約		

※直接来庁とWeb当日予約の開始時間は、同じです。

Webでの当日予約

以下の URL または二次元コードから、確定申告受付の当日予約ができます。
予約時に、午前・午後を選択し、受付No.・通知番号を受け取ります。
来庁後、会場の発券機に受付No.・通知番号を入力し、整理券を発券してください。



▲スマホ用
二次元コード

パソコンの方 https://www.neconome.com/S0K01.html?bkn_cd=000916&tab=2

スマホの方 右の二次元コードから

直接来庁の整理券発券

市役所開庁は **8:00**、整理券の発券開始は **8:10** となります。
来庁した順に、会場の発券機から整理券を発券してください。
受付番号から、受付開始時間の目安が確認できます。開始時間には会場にお戻りください。

確定申告が必要な方

確定申告が必要な方の一例です。

国税庁ホームページのチャットボット(ふたば)で質問すると、
AI(人工知能)が自動回答します。

以下の例にかかわらず、定額減税などで源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

- 事業所得(営業・農業)がある方
- 不動産所得がある方
- 給与所得の合計が 2,000 万円を超える方
- 給与所得や退職所得を除く所得の合計が 20 万円を超える方
- 公的年金が 400 万円を超える方
- 公的年金の収入が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円を超える方
- 源泉徴収票に記載されていない医療費控除、雑損控除、ひとり親控除、障害者控除などの各種控除を受けようとする方
- 土地や建物などの譲渡所得がある方
- 2カ所以上で給与がある方



チャットボットは
こちらから

市民税・県民税申告が必要な方

- 給与所得があり、給与所得以外の所得が20万円以下の方
- 公的年金の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方
- 公的年金の収入が400万円以下で、公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更や追加（生命保険控除・医療費控除など）がある方
- 確定申告を要しない少額の配当（※）、雑、一時所得等のある方
（※）特定口座で源泉ありの口座については、申告不要を選択することができます。
- 昨年収入がなかった方
- 国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方
- マル福、児童福祉、障害福祉サービスを受ける方
- 昨年の収入が遺族年金や障害者年金のみの方
- 非課税証明書が必要な方

確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は不要です。

市民税・県民税の申告書発送

発送日 令和7年**1月29日**(水)

発送対象者 令和6年度(令和5年分)の市民税・県民税の申告をした方

※2月3日(月)から2月10日(月)は、市役所税務課で受付します。

大変混雑しますので、同封の返信用封筒を使った郵送での提出をお願いします。

市民税・県民税の申告書作成システム

令和7年2月3日から、パソコンで、令和7年度市民税・県民税申告書を作成できます。

電子送信はできませんので、申告書を印刷して、市役所税務課へ郵送またはお持ちください。

市民税・県民税 申告書作成ホームページ

守谷市トップページ > くらし・手続き > 税金 >

市民税・県民税 > 税金の申告 > 市民税・県民税申告 > 市民税・県民税 申告書作成システム

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

以下に該当する方はワンストップ特例が無効になります。

- 確定申告、市民税・県民税申告をする方
- 6団体以上に寄附した方

申告する時に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除に含めて申告することで、寄附金控除が適用されます。

市役所 税務課 からの お知らせ

確定申告書の配布

配布開始日 令和7年**1月24日**(金)

配布場所 市役所2階 税務課、保健センター、文化会館

- ・税務署からの配布が少ないため、公民館での配布を終了します。
- ・確定申告書は、1月より国税庁ホームページからダウンロード可能です。
国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>確定申告書等の様式・手引き等

所得税の定額減税について

確定申告をすることによって、源泉徴収されている所得税が、定額減税により還付になる場合があります。

例年、市民税・県民税申告をしている方は、以下の2点を、確認してください。

- ・所得税が、源泉徴収されている
- ・令和6年分の確定申告書で計算すると、還付される税金がある

⇒ 該当する場合は、確定申告をしてください



市役所自主作成コーナーの終了

スマホでの自主申告が浸透したため、市役所での自主作成コーナー設置を終了します。ご自宅のパソコン・スマホで、国税庁の確定申告書等作成コーナーから、申告してください。市役所で受付できる申告内容で申告書作成が不安な方は、市役所会場での確定申告(→P.1)をご利用ください。

〒301-8601

龍ヶ崎市川原代町1182番地の5

龍ヶ崎税務署 御中

税務署への申告書の送付について

ご自身で作成した確定申告書などのお預かりは行いません。龍ヶ崎税務署へ、直接提出してください。

申告書を送付する時は、左記の住所を切り取り封筒に添付して、ご利用ください。

申告に必要なもの



必要書類がないと受付できません。

忘れ物がないよう、□に✓を入れて確認してください

詳しくはこちら⇒

本人確認 書類	□	マイナンバー確認書類 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど	マイナンバーカード があれば1枚でOK
	□	身元確認書類 運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート等など	

収入に関するもの 令和6年1月1日から12月31日までのすべての収入

給与	□	勤務先で発行する源泉徴収票の原本	複数ある場合は、 すべて必要です
年金	□	源泉徴収票の原本 遺族年金・障がい年金は、源泉徴収票が発行されません	
営業・農業・ 不動産	□	収支内訳書(必ず事前に作成しておいてください)、支払調書(ある場合のみ)	
一時	□	収入額と必要経費の記載された証明書(「支払保険金額等のお知らせ」など)	
配当	□	支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書など	
上記以外の所得	□	報酬等の支払調書、事業主からの支払証明書、配分金支払証明書 など	

控除に関するもの 令和6年1月1日から12月31日までに支払った分

社会保険料	□	控除証明書または納付済証明書、領収書 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、 任意継続保険料 など	
小規模企業共済等掛金	□	支払った掛金額の証明書	
生命・地震保険	□	控除証明書	
障がい者	□	障害者手帳、療育手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書など	
勤労学生	□	学生証	
医療費 (→P.6)	□	医療費控除の明細書(必ず事前に作成しておいてください)	
	□	おむつ使用証明書(おむつ代の控除を受ける場合)	
寄附金	□	受領証または領収書(寄附者、寄附先、寄附年月日、寄附額が記載されたもの) ふるさと納税のワンストップ特例を利用した寄附金も含む	
住宅ローン	□	令和6年分住宅借入金等特別控除申告書(記入済のもの)	
※初年度以外	□	年末残高等証明書	

確定申告に関するもの

利用者識別番号	□	利用者識別番号(ID)記載のハガキ等 (ある場合のみ)
還付申告	□	本人名義の口座番号がわかるもの

医療費控除について

医療費控除制度について

医療費控除を申告するときは、「医療費控除の明細書」の作成及び提出が必要となります。

- ※ 医療費の領収書は5年間保存する必要があります。
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

医療費控除の注意事項

- 医療費控除の明細書は、必ず事前に作成して、会場にお越してください。
- 医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか有利な方を選んで申告できます。
- おむつ代について、医療費控除を受けるには「おむつ使用証明書」が必要です。
介護認定を受けている方は、介護福祉課で「おむつ使用証明書」の発行ができる場合があります。

介護福祉課 電話 0297-45-1111 内線 184

◆ お支払いになった医療費の全てが控除の対象になる訳ではありません。

【医療費控除の対象にならないものの一例 詳しくは国税庁HPをご確認ください。】

- 健康診断・人間ドックの費用など
(ただし、健康診断等で疾病が発見され、治療が必要になる場合は医療費控除の対象)
- 美容目的での歯科矯正などにかかった費用など
- 通院のために使った自家用車のガソリン代、駐車料金、タクシー代などの交通費など
- 自己都合による特別室の差額ベッド代など

医療費控除の明細書 記載例

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合は、右記の(1)~(4)を記入します。
医療費通知が発行する医療費の明細を記載する際、次の区分が記載されたものもいれます。
(例：自費診療等が併記される(医療費の区分))
(※医療費通知の区分：①療養費、②療養費以外の医療費、③療養費以外の医療費、④療養費以外の医療費、⑤療養費以外の医療費、⑥療養費以外の医療費、⑦療養費以外の医療費、⑧療養費以外の医療費)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書」様式とはならず、「医療費」欄ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他	円	円
1年間の合計額を記入			円	円
2の合計			円	円
医療費の合計			円	円

受診者ごと
医療機関ごと
にまとめる

1 医療費通知に記載された事項
医療保険者から交付を受けた医療費通知がある方は、こちらに医療費通知の内容をご記入ください。

1 医療費通知に記載された事項 欄の記載例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	⑦ 153,300 円	① 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入。

(1)の金額のうち、実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入。

税務署からのお知らせ

スマホ・パソコンで申告



ご自宅から、簡単に確定申告ができます。

申告に必要なもの(→P.5)を用意して、自分のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する e-Tax での確定申告に挑戦してみませんか。

1 「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

確定申告書等作成コーナー



2 送信方法を選択(①または②のどちらか)

- ① マイナンバーカードを使って送信する方法
- ② IDとパスワードを使って送信する方法

IDとパスワード発行についての問合せ先 →竜ヶ崎税務署(0297-66-1303)

3 申告内容の入力

画面の案内のとおり、申告内容の入力をしてください。

竜ヶ崎税務署で申告

日時	令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月) 相談受付 8:30~16:00(相談は9:00から開始) ・日曜日は、3月2日(日)のみ開庁します。 ・詳細は竜ヶ崎税務署まで直接お問い合わせください。
会場	竜ヶ崎税務署 別館1階 会議室 ・申告会場の入場には、当日配布の入場整理券または 国税庁LINE公式アカウントから 事前取得した 入場整理券が必要です。 ・16時前でも、入場整理券の配布を終了する場合があります。
問合せ先	竜ヶ崎税務署 (龍ヶ崎市川原代町1182番地の5) 電話番号 0297-66-1303(自動音声案内)



国税庁 LINE
公式アカウント

申告書控への收受日付印の押なつについて

令和7年1月以降、税務署では收受日付印の押なつを行わないこととなりましたので、ご自身で提出年月日の記録・管理をお願いします。

書面申告書の提出(送付)は、提出用のみ提出(送付)し、控えはお手元に保管してください。

e-Tax を利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。